

右所令領掌不可有相違者、守此旨可被抽國家安全之精誠之狀、如件、

天正十一年四月十九日

家康  
押花

法善寺

〔椿葉記〕同○長正二年十月廿六日御禊行幸なり○略中やがて中納言を御使にて御贈物をたまはる、よろづ玄うちやく身にあまるまで侍て伏見へ歸ぬ、其後かう玄う山前庄を御内書にて給はる、これは室町院領にて、長講堂領のかはりに、最初綸旨を故親王仁榮拜領ありしに、徳光院かすめ申給て、近頃不知行のところをあんどし侍れば、快然のいたりとまゆをひらくもの也、

〔甲斐國志〕百二十二同寺○勝寺最鰐口銘

一奉施入甲州志磨庄上條郷八幡宮鰐口之事○略中時嘉吉三癸亥十二月晦日、信心旦那大家法家

敬白○略中

山梨郡西小松村石宮棟札

南無四天大王各々大日本國甲州山梨郡小松庄石宮大明神社檀奉修造、檜皮葺棟札之事○略中時永祿六載八月三日敬白、當社禰宜右京大夫、地頭飯富源四郎昌景本願道一聖岡興右衛門、大工志摩庄千塚之住人彌右衛門、檜皮大工山梨郡松尾住人並左近屋清七郎、

〔甲斐叢記〕二保名○略中

西原堡○山梨郡 西原村に在り、三方絶崖にして要害の地なり、村老相傳て、昔時遠藤某ニ、に住すと云ふ、

國衛堡○八代郡 國衛は郷名に記す、又足利義詮の南朝降參の文に、國衛の郷保、并に本家領家年來進上の地に於ては、武家一向その綺を止べきにて候とあり、

藤井堡○巨摩郡 下圓井村諱方神祠、天文十二卯年五月五日の板記に、藤井保之内境村住人、小澤